

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 項の施設

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	【1,000m²超】 ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会場等	集会場、公会堂、葬祭場 等	
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	

島根県の対応（令和 4 年 1 月 25 日島根県対策本部決定）

【令和 4 年 1 月 27 日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和 4 年 1 月 25 日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和 4 年 1 月 25 日付け事務連絡）に基づき、令和 4 年 1 月 27 日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は 2 万人まで、収容率の上限を 100%とする②それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）（注1）又は 100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 （注4）	2 万人まで	5,000 人
収容率 （注4）	100% 大声なしの担保が前提	大声なし 100%、大声あり 50%以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注 1）令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注 2）参加人数が 5,000 人超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注 3）様式は別に定める。

（注 4）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者 5,000 人超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の 2 週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から 1 年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和 4 年 1 月 25 日付け事務連絡を確認すること。
- (6) ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。
- (7) ただし、まん延防止等重点措置の公示が行われた日から、最大 3 日間の周知期間終了後（1 月 28 日）までにチケット販売が開始された場合には、周知期間終了までに販売されたものに限り、キャンセルする必要はない。

休館する県立施設

NO.	施設名称	住所地
1	島根県立しまね海洋館 アクアス	浜田市久代町
2	島根県立三瓶自然館 サヒメル	大田市三瓶町多根
3	三瓶小豆原埋没林公園	大田市三瓶町多根
4	島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	出雲市園町
5	島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市大社町
6	島根県立石見美術館	益田市有明町